

あそびの広場～KID-O-KID体験 in Miraie

こどもプラザでは3月23日から25日までの3日間、子どもの“こころ・頭・からだ”をバランスよく育むさまざまな遊具を設置した「あそびの広場」を開催します。高校生らによる工作教室や焼き菓子販売もあります。



- ◆とき 3月23日(金)～25日(日) 午前10時～午後5時
- ◆ところ 茜が丘複合施設Miraie 多目的ホール
- ◆対象 小学生以下=午前10時～午後3時30分、中学生以上18歳以下=午後3時45分～5時
- ◆入場料 小学生以下=1日300円、中学生以上18歳以下=1回100円

◆その他 時間内は出入り自由。未就学児の入場には保護者の同伴が必要です(同伴の保護者は無料)。

無料の送迎バスを運行します

- ◆運行日 3月24日(土)、25日(日)
- ◆利用方法 事前の申し込みが必要です。3月5日(月)～18日(日)に下記へ(午前9時～午後5時)

◆その他
①小学2年生以下のバス乗車は保護者同伴が必要です。②自宅とバス乗降場所との間は、利用者(保護者)の責任でお願いします。③定員になり次第締め切ります。④申し込みがない場合は運行しません。

◆申込み・問合せ こどもプラザ(☎25-2800)

◆送迎バス時刻表

乗降場所	往 路		復 路	
	バス停発	Miraie着	Miraie発	バス停着
総合市民センター 武道館入り口前	10:35	10:50	14:15	14:30
日野地区会館玄関前 (サンパル日野)	9:10	9:30	13:20	13:40
旧比延保育園駐車場 (安楽寺前)	10:10	10:30	13:25	13:45
中畑町公民館前	9:10	9:40	12:15	12:45
芳田こども園駐車場	9:55	10:10	12:40	12:55
楠丘小学校駐車場	10:05	10:30	13:20	13:45
桜丘小学校前駐車場	9:00	9:30	12:10	12:40

- ・乗降場所は各小学校区に1ヵ所(重春小学校区は除く)です。
- ・出発時刻の10分前には、乗降場所へお越しください。
- ・利用状況や交通状況等により時間が変更となる場合があります。

ごみダイエツト通信

■環境課(☎22-3111)

第11話 「ごみの減量アイデア&ごみ標語を紹介④」

前回に続き、「ごみの減量アイデア」と「ごみ標語」入賞作品の一部をご紹介します。

ごみの減量アイデア(佳作)

▼残菜・残食をしないようにする。

▼生ごみは三角コーナーではなく、新聞紙で作った箱に入れて乾燥させるなど、余計な水を切る工夫をする。

ごみ標語(入選/敬称略)

▼ゴミは むだのない たからもの(藤原穂香/楠丘小3年)

▼形ある物 限りある物 僕の意識で みんな宝物(藤原圭都/楠丘小5年)

▼マイボトル ぼくでもできる エコ生活(森脇小太郎/桜丘小4年)

▼持ったよね でかける前にマイバック(藤井望皓/桜丘小6年)

▼姉の服は私へ 私の服は妹へ 捨てる日を少しでも遠く(藤原さつき/黒田庄中1年)

▼エコ活動 へその町から広げよう(村上元基/黒田庄中3年)

▼宴会でお話に夢中になったり、席を移動したりして、料理を食べきれなかった…。こんな経験はありませんか。平成23年に長野県で始まった3010運動は、このような宴会での「食べ残し」を減らす運動のこと。乾杯後の30分間とお開き前の10分間は、参加者全員が自分の席で料理を味わうことを推奨しています。

▼歓迎会やお花見など、大勢が集まって食事をする機会が増える季節になりました。食事もおいしく、お話も楽しく、もったいない食べ残しもない「一石三鳥の運動」を皆さんもぜひ実践して、食品のロスを減らしましょう。



土曜日臨時窓口を開設します

転入・転出届で窓口が混み合う時期に合わせて

- ◆開設日時 3月24日(土)、31日(土)、4月7日(土)、14日(土) / いずれも午前8時30分～午後0時30分
- ◆開設する課と取扱業務
 - ◇戸籍住民課
 - ◇住民票、印鑑登録証明書など各種証明書の発行
 - ◇印鑑登録
 - ◇マイナンバーカードの交付
 - ◇転入・転出届等住民異動届の受け付け
 - ◇転入・転出等に伴う国民年金の手続き
 - ◇税務課
 - ◇市・県民税課税・非課税証明書、軽自動車税納税証明書の発行
- ◆注意事項
 - ①他の市区町村や関係機関との連絡を必要とする事務などについては取り扱えません。平日に改めてご連絡いただく場合があります。
 - ②来庁者自身の本人確認書類(運転免許証や健康保険証等)を持参してください。
 - ③住民異動届をされる方は、通知カードまたはマイナンバーカードも合わせて持参してください。
 - ④印鑑登録証明書の請求には、「印鑑登録証」をお持ちください。
 - ⑤戸籍の届け出は当直室でお待ちします。
- ◆火曜日の延長窓口について 毎週火曜日は午後7時までの窓口業務を延長しています。土曜日臨時窓口の開設期間中は、火曜日延長窓口でも、通常行っていない転入・転出届等の業務を取り扱います。注意事項は土曜日臨時窓口と同じです(対象日…3月20日、27日、4月3日、10日)。
- * * * 詳細は事前に左記へお問い合わせください。
- ◆問合せ
 - ▽戸籍住民課(市役所内線367)
 - ▽税務課(市役所内線240)

引っ越し・転居をされる方は住民票の異動届を

進学や就職などで引っ越しをされる方は、原則として居住する寮やアパート等が住所地になります。

住民票は選挙人名簿などの登録や、行政サービスにつながる大切な情報です。

引っ越しの際は市町村役場で、転入・転出届など住所異動手続きを行ってください。

◆問合せ 戸籍住民課(市役所内線367)

《届け出に必要な書類について》
本人確認書類と通知カードまたはマイナンバーカードを持参してください。その他、必要な書類は各個人によって異なります。詳しくは手続きをされる市区町村役場へお尋ねください。

■西脇市から引っ越しする場合

【転出の前後14日以内に】
戸籍住民課⑧窓口で転出届を提出し、転出証明書を受け取る。

↓

【転入した日から14日以内に】
転出証明書を添えて、転入届を提出する。

■西脇市内で転居する場合

【転居した日から14日以内に】
戸籍住民課⑧窓口で転居届を提出する。